

安倍政権の「改憲」戦略を問う

桜美林大学教授・元朝日新聞コラムニスト 早野 透

はじめに

5月15日。これは安倍首相にとって改憲戦略に向けたビッグデーだったと思います。この日、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下、安保法制懇/注1）の報告があったのはご承知の通りであります。新聞各紙全部大々的に取上げておりました。この要点は、集団的自衛権を認めろというような話です。集団的自衛権というのは自分の国が攻撃されていなくても、同盟国の別の国が攻撃されたら、自分の国が攻められていなくても応援に行き一緒に戦うことです。だから、この集団的自衛権に反対する人たちは、海外に出て戦争をする国に変わってしまうかもしれない重大な転換点として捉えているわけです。安保法制懇のメンバー13人は大体、簡単に言えば御用学者です。安倍さんの結論ありきにいろいろ理屈付けをしたことこのほうが、正しいのではないかと思います。

集団的自衛権のセールストーク

安倍さんは集団的自衛権の必要性について、「再度申し上げるが、まさに紛争国から逃れようとしているお父さんやお母さんやおじいさんやおばあさん、こどもたちかもしれない。彼らが乗っている米国の船を今、私たちは守ることができない」と強調しています。日本海での有事を頭に描いているのでしょう。しかし、日本にも船はいっぱいあり、日本人の引き揚げにアメリカの船に頼むということになるほど、日本の輸送能力はないのかという疑問があります。もちろんそのときはアメリカ人も引き揚げなくてはならないわけですが、例えば韓国在住でアメリカのパスポート持っている人は14万人いるそうです。アメリカの法律で決まっているのは、当然のことながら14万人の救出です。二番目にアメリカ永住権を持っている人を救出する、その次に同盟国の人たちの引き揚げ、退避を応援すると、順序が決まっているそうです。同盟国とはイギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドです。日本はその次の他の国に入っているそうです。結局日本は自分たちで引き揚げてくる以外ないということだろうということです。特定秘密保護法のときもそうでしたけど、今回も安倍さんは「国民の命と暮らしを守る」ために集団的自衛権が必要だという理屈です。しかしこれはちょっと眉唾というか、粉飾が過ぎるなという気がします。

一度通ると拡大解釈に歯止めがなくなる

その点、自民党幹事長の石破茂さんは正直です。安倍さんの次の総理大臣になろうと思っていますから、今一生懸命安倍さんに協力しています。もちろんもと石破さんは憲法改正論者で、こんな言い方しています。「集団的自衛権を行使するようになれば、自衛隊が他国民のために血を流すことになるかもしれない。米国の指導者は、他国を守るために自国の兵士が命を落とすことを覚悟している。日本の指導者は自国を守るために命を懸けるが、他の国のための覚悟はできていない。そんな姿勢が今後も世界で通用するのか考えるべきだ」。

1990年にイラクがクウェートに侵攻したのを機に始まった湾岸戦争では、それに反撃する多国籍軍をつくりました。あのときにアメリカをはじめ、30以上の国が兵士を出しましたが、日本は憲法9条があるからそれはできないということで、代わりに130億ドルを出しました。戦争が終わってクウェートが世界の新聞に感謝の広告を出しときに、アメリカをはじめ参加した国名が挙がっていたけれども、日本は載っていませんでした。お金だけ出しただけではやっぱり駄目なんだ、やっぱり血を流さなくては駄目なんだと、このとき外務省の幹部だった柳井俊二さんは、挫折感が残りました。その後柳井さんは、外務省の事務次官からアメリカ大使までやって、そしてこの安保法制懇で集団的自衛権を認めるべきだという、学者グループのヘッドをずっとやっておられたわけです。そのことを受けて石破さんは、「国連軍とか多国籍軍ができたときに日本だけ参加しませんということは、国民の意識が何年かたって変わったとき、変わるかもしれない」と言っています。

つまり集団的自衛権という考え方に切り替われば、最初はずかでも、その先にはいくらでも拡大していけると、すごく正直に言っているわけです。拡大解釈というのは、戦前の治安維持法でも散々日本人は経験していることです。最初は懲役10年以下という今回の秘密保護法と同じ罰則でしたが、3年後ぐらいには死刑まで行ってしまいました。国体の変革を目指す者、天皇主権の国の形を変更しようとする者はみんな死刑だ、みたいなことに相成ってしまったわけです。「国体」なんていう曖昧な言葉でどンドン日本は戦争に突っ込んで行ってしまった。集団的自衛権もどうも似たよ

うな感じがしませんか。秘密保護法もそうだったけど、一度通ってしまうとあとどうなってしまうか分からないというところなんです。いろいろそういうような確執が起きそうな気がします。こうみると5・15は、安倍さんのクーデターの日になってしまうのではないかと。むかし5・15事件がありましたけども、沖縄が返還した日でもあったのですが。

自衛隊の生い立ち

現行憲法をつくったときの総理大臣は吉田茂さん（1946.5-1947.5）です。憲法をつくるときはまだ帝国議会でした。憲法審議で吉田さんは、直接的には自衛権を否定していませんが、一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も否定していました。日本は戦争の責任をしっかりと反省した上で、新しい世界、ちょっと理想的過ぎるかもしれませんが、軍備なき世界に向けて、まず日本から軍備を持たないということを発言しておりました。しかし朝鮮戦争が隣で起きたわけです。そして日本にいたアメリカ軍、占領軍は相当数朝鮮半島に駆け付けていきました。このとき日本は軍隊がありませんから、占領軍が守っていたわけですが、占領軍が朝鮮半島に出張している間に、日本はソ連に取られてしまうのではないかとということで、アメリカがむしろ日本に再軍備を要求してきました。それに対して吉田さんは、アメリカの占領軍、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）に対して、私たちは憲法9条によって再軍備はできませんと拒否したわけです。それでも、何とかしろと言われて、警察予備隊をつくりました。この警察予備隊が1951年のサンフランシスコ講和条約調印で独立した後に、自衛隊になっていったのです。だからいまでは世界でも精鋭の軍事力になっているようですが、依然として自衛隊は軍隊ではないと、こういうことに一応なっているわけです。

集団的自衛権があるとする根拠

最近よく引用されるのは、1959年12月の砂川事件（注2）の最高裁判決です。60年安保の前の年ですね。東京地裁の伊達さんという裁判官が、9条があるからアメリカの駐留軍はいはいけないというびっくりする判決を下しました。しかし、当時の田中耕太郎最高裁長官が、それは駄目だと言って、「9条は、いわゆる戦争を放棄し、戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権はなんら否定されたものではなく、わが国は無防備、無抵抗を定めたものではないのである。わが国が、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうること

は、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と伊達さんの判決をひっくり返しました。吉田茂は日本には自衛権はないと言っていたけど、やっぱりあるんだと司法の最高の立場が認めたわけです。いま自民党副総裁の高村正彦さんらは最近やたらこれを引用して、集団的自衛権を持っている一つの根拠にしています。判決文には自衛権はちゃんとあると書いてあり、しかも個別的自衛権だけオッケーで、集団的自衛権は駄目だとは書いてないという理屈です。だから集団的自衛権は認められるということです。しかしこのころは自分の国を守ることで精いっぱい、他のところまで行って応援するなんて話は全然埒外（らちがい）な話であって、これはこじつけ解釈過ぎないかと思うのであります。

それから集団的自衛権を認めさせるもう一つの根拠が、国連憲章です。憲章は、戦争は罪悪であるということを出発点にしていますが、「武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない」としています。もたもたしている間に攻められたら困るから自衛の権利を害するものではないと書いてあります。安倍さんは、日本は国連に加盟したときに、このことを特に留保はしなかったのだから集団的自衛権を認めたと強調しています。しかし元内閣法制局長官の阪田雅裕さんによると、要するにこのことは権利だから、日本はそういう権利は使いませんというだけのことで、別段改めて留保しなくてもいいんだとおっしゃっています。もしもそれが義務だったら、それはやりませんとか使えませんとかいうことは留保する必要があるとのことでした。

どっちがマインドコントロールなのか

いずれにしてもこうした経緯があって、憲法解釈としては自分の国を守ることだけでは、今日大体国民的コンセンサスがあると思います。これに対して、吉田茂さんの孫である副総理の麻生太郎さんは、国民は洗脳されているんだと、じいさんと全く逆のこと言っています。また安倍さんは、戦後日本はマインドコントロールされてきた、平和憲法はオウム真理教だったみたいな言い方をしています。戦前の日本というのはオウム真理教に似ていたところがあったと思います。みんな麻原彰晃の言う通りに正しいと思って殺人を犯すという構造が社会としてありました。心理的にそこに吸収されてしまうと、平静な自分というものを失い、穏やかに普通に見ることができなくなってしまうわけです。それがマインドコントロールです。戦争はよそよ、でも自分の国が攻められたとき、これは撃退し

なくちゃね、というのが平静な精神であって、そうでないほうがマインドコントロールではないかと思いません。これは原発問題にも言えることだと思いますが、何から何まで入れ替わっているのが今の状況であります。

歴代首相の憲法9条解釈史

振り返ってみると、戦後の自民党は憲法改正を党是にしているんですけども、やってきたことはそうではないんです。岸信介元首相(1957.2-1960.7)はまだ改憲に力んでいましたけど、その後の佐藤栄作元首相(1964.11-1972.7)は、「岸の弟だからお前もまた改憲で再軍備だと思われるかもしれないが、それは違う」と、就任の記者会見で言っています。憲法は国民の中かなり定着してきているので、そうそう変えられるものではないと言っています。さらに血となり肉となったとまで言ってるんです。岸さん流に言えば憲法改正は占領体制の是正だったかもしれませんが。しかし佐藤さんが向かったのは、沖縄の返還のほうに自分の政治力を傾けていったわけです。次に就任した田中角栄元首相(1972.7-1974.12)は、日中国交回復をやったと共に、憲法については、これは押し付け憲法かもしれないけれども、やっぱり日本人が知恵と工夫により、定着したということを言っています。鳩山一郎元首相(1954.12-1956.12)らが、とにかく軍隊をつくって、国家としての骨格をもう一度回復しようというようなことを言ってたけども、自民政権の主流の本音は違う。それよりも、とにかく生活をよくしようということで、GNP第2位までこぎつ着けてきたわけです。福田赳夫元首相(1996.12-1978.12)の有名なマニラスピーチでは、わが国は諸国民の公正と信義を信頼して国を築くことにしたと、憲法前文に言及してるんです。

むすびに代えて

さあ、しかしこのままだと集団的自衛権は行っちゃうかもしれません。公明党がこの調子でどこまで頑張れるのか。とにかく引き延ばすこと以外に公明党にとって抵抗の手だてがないので、いろいろ議論を吹っ掛けていくしかありません。自民党は、公明党は反対するなら切っちゃえというわけはいかない。なぜなら今や自民党の選挙は創価学会の手足に随分助けられて、それが構造的になっています。民主党が駄目になったときは、フワッと自民党が浮かび上がったけれど、そうでないときに頼りになるのは、やっぱり公明党の動員力というか頑張りです。ほとんどの小選挙区で、公明党は候補者を立てられませんか、自民党を応援する形ということになるわけです。だから逆に、公明党は

絶対連立はやめませんと言いながら粘るだけ粘ると、こういう戦略しかないわけです。来年4月には地方選挙があります。公明党がそこまで粘り切ったら、われわれも投票して、地方選挙ではあるものの、そこで憲法問題についての意思表示ができる機会があります。そこまで頑張ってもらいたいという感じもあるわけです。

安倍さんは世の中を変えようとしています。そして自民党や民主党の50歳代から40歳代ぐらいの人は、あんまり安倍さんに文句も言わないというような構造になっています。さらに若い世代は、そもそもそういう関心がないというようなことだと、変な方向に行くかもしれないですね。これはやっぱり安倍さんよりも上の世代、60歳代70歳代が頑張る以外ないなというような感じであります。

(はやのとおる)

注1) 第1次安倍内閣で設置された、日本の集団的自衛権の問題と日本国憲法の関係整理および研究を行うための、内閣総理大臣の私的諮問機関。2007年5月に初の会議が開催された。

注2) 日米安保条約および米駐留軍の合憲性が争われた事件。1957年7月、東京調達局は、米駐留軍が使用する東京都下砂川町の基地拡張のために測量を強行したが、これを阻止しようとする基地拡張反対派のデモ隊の一部が米軍基地内に立ち入り、刑事特別法条違反で起訴された。この訴訟で被告人らは、安保条約およびそれに基づく米軍の駐留が憲法前文および9条に違反すると主張したので、一大憲法訴訟となった。第一審の東京地方裁判所は、59年3月30日、安保条約は違憲で、被告人らをして無罪とする判決を下した(いわゆる伊達判決)。

